

岩手県監査委員告示第23号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第42号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立中央病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月10日及び同月11日

イ 本監査実施日 平成22年7月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、49,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、平成22年7月1日に返納処理を行った。 産休、病休等に伴う通勤手当の支給に当たっては、休暇取得者一覧表を作成するとともに、複数の職員で確認することにより再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月1日及び同月2日

イ 本監査実施日 平成22年7月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
健康診断料及び文書料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、119,040円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	健康診断料及び文書料の徴収に係る調定の遅れについては、事務担当者を通さずに健康診断依頼者と健康診断の実施部署が直接日程調整して実施したことによるものであることから、健康診断に係るルールを改めて院内に周知するとともに、医療局財務規程等の規定に基づき速やかに調定することにより再発防止に努めることとした。
旅費の精算に当たり、旅行完了後相当期間経過してから返納しているものが1件、63,060円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費の精算については、各職員が条例等の規定の理解を深めるとともに、返納を要する場合にあっては、その事実確認後速やかに事務処理をすることにより再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立磐井病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月2日及び同月3日

イ 本監査実施日 平成22年7月21日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが1件、89,940円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給の遅れについては、職員からの転入届出書類の提出の遅延が原因であることから、書類提出の期日の徹底を周知する等、事務処理の進行管理に注意することにより再発防止に努めることとした。
土地貸付料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、201,031円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	土地貸付料の徴収に係る調定の遅れについては、執行伺と併せて調定を行うほか、定期的な執行確認、複数の職員によるチェックを行う等、執行体制を強化することにより再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月1日及び同月2日

イ 本監査実施日 平成22年7月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、60,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、平成22年7月21日に返納処理を行った。 通勤手当の認定に当たっては、複数の職員で確認することにより再発防止に努めることとした。

5(1) 監査対象機関名 岩手県立中部病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月10日及び同月11日

イ 本監査実施日 平成22年7月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが23件、114,060円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費の支給については、平成22年6月3日に支給した。 県立病院間の応援医師に係る旅費支給の遅れは、派遣元との連絡調整の不足によるものであることから、派遣元との連携及び応援依頼等のチェックを強化することにより再発防止に努めることとした。

6(1) 監査対象機関名 岩手県立二戸病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月9日及び同月10日

イ 本監査実施日 平成22年7月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>その他医業収益の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、350,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>その他医業収益の徴収の遅れについては、地域病院との連絡調整の不足によるものであることから、連携を密にしてチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。</p>
<p>健康診断料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが18件、37,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>健康診断料の徴収については、平成22年7月29日及び同年8月12日に差額を還付した。 請求額については、診断内容と算定ルールの確認を徹底することにより再発防止に努めることとした。</p>
<p>預り金で処理している契約保証金について、契約履行確認後相当期間経過しているにもかかわらず、還付手続を行っていないものが1件、172,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>預り金で処理している契約保証金については、平成22年7月1日に還付した。 預り金の処理については、預金整理簿のチェックを行い、契約担当者と経理担当者で確認することにより再発防止に努めることとした。</p>
<p>特殊勤務手当の支給に当たり、相当期間経過してから支給しているものが2件、37,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>特殊勤務手当の支給の遅れについては、診療応援における収益の調定の遅れが原因であることから、適正な時期に調定を行うようチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。</p>